

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 農地法による土地配分計画
- 土地の立入りの通知
- 土地の用途廃止
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞の実施
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 公害防止管理者資格認定講習の実施

告 示

鳥取県告示三百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十
二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
種 口 医 院	鳥取市大桶五〇七の一	昭和四十七年五月一日
藤 山 内 科 医 院	西品治三〇五の二	"
石 河 内 科 医 院	元魚町一丁目二一九	"
医 療 法 人 養 和 会 広 江 病 院	米子市上後藤三二	"
弓 場 外 科 医 院	万能町七四	三日
木 下 産 婦 人 科 医 院	角盤町二丁目四五	十四日
隅 田 医 院 八 郷 分 院	西伯郡岸本町番原 六五七の一	"
松 井 医 院 日 吉 津 分 院	日吉津村日吉津 八八九の四	"
湖 山 齒 科 医 院	気高郡気高町勝見七四	一日
倉 繁 齒 科 医 院	倉吉市魚町二、五一八	四月一日
熊 谷 齒 科 医 院	鳥取市富安一六四	二十四日

鳥取県告示第三百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 本 和 人	鳥医第一、六八四号	昭和四十七年五月九日
永 吉 洋 次	" 一、六八五号	" "
玉 井 瑛 子	" 一、六八六号	" "

鳥取県告示第三百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
桑 田 紀 美 子	鳥薬第一六五号	昭和四十七年四月二十七日

鳥取県告示第三百七十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づく土地配分計画について、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地		増	反	団	体	用途
		郡	町大字					
"	土地大山山ろく	西	伯岸本丸山	口数	平方メートル	口数	平方メートル	農地
"	"	"	"	二四	二一八、五六七	一	一一、一五九	道路

鳥取県告示第三百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
建設大臣
- 二 事業の種類
一般国道二十九号改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町中原字栃原及び字下田並びに岩屋堂字住田及び字馬場上
地内

四 立ち入らうとする期間

昭和四十七年五月二十三日から昭和四十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百七十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年五月七日から用途廃止
した。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石

破 二

朗

場	所	(平方メートル)	用途
東伯郡三朝町大字大瀬字青木五三〇ノ一番地先		九・一九	水路敷

鳥取県告示第三百七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年五月十日から用途廃止
した。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県知事 石

破 二

朗

場	所	(平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大字清原字内下り九三二番地先から 同町大字清原字内下り九一五番地先まで		一三五・九五	道路敷
西伯郡岸本町大字清原字内下り九三四番地先から 同町大字清原字狐坂六四〇番地先まで		二三八・八三	道路敷

西伯郡岸本町大字清原字平畑九七四番地先から同
町大字清原字ドン尻九八八番地先まで

二五・一六

道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の
規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項
の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年六月六日 午後一時から

米子市糶町一丁目 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

日野郡日南町豊栄一三五七の二 武 政 速 夫

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に

基つき、おゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十七年五月二十三日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

千代川

昭和四十七年六月一日から
（ただし、引懸（インロ）にあっては、六月十七日まで）

天神川

昭和四十七年六月一日から
（ただし、投網（ヒシ）にあっては、七月一日正午まで）

日野川

昭和四十七年六月一日から
昭和四十七年六月十日まで

公 告

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）第1条第2項第11号に規定する資格認定講習を次のとおり実施する。

昭和47年5月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 講習の区分、期日、場所及び予定人員

講習の区分	期 日	場 所	予定人員
大気関係第4種公害防止管理者資格認定講習	6月21日（水）から 6月23日（金）まで	鳥取市東町1丁目305 自治会館大会議室	100名
水質関係第4種公害防止管理者資格認定講習	6月26日（月）から 6月28日（水）まで	鳥取市東町1丁目305 自治会館大会議室	100名

2 講習科目及び時間数

大気関係第4種科目	時間数	水質関係第4種科目	時間数
① 公害概論	2	① 公害概論	2
② 大気汚染関係法令	4	② 水質汚濁関係法令	4
③ 燃焼・ばい煙防止技術	3	③ 汚水等処理技術一般	8
④ 除じん・集じん技術	5	④ 測定技術	5
⑤ 測定技術	5	⑤ テスト	1
⑥ テスト	1		
計	20	計	20

3 受講資格を有する者

講習の受講資格を有する者は、大気関係第4種公害防止管理者資格認定講習については特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号。以下「令」という。）別表第3の4の項の下欄の各号に掲げる者、水質関係第4種公害防止管理者資格認定講習については令別表第3の8の項の下欄に掲げる者とする。

4 受講手続

- (1) 提出書類 次に掲げる書類を知事に提出すること。
ア 様式第1号の公害防止管理者等資格認定講習受講仮申請書
イ 次に掲げる受講資格を有することを証する書類
ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)第2条に規定する技術士その他令別表第3に掲げる技術資格については、その資格を証する免許証、免状等の写し(職務経験を要するものについては、事業者による証明書)
- (イ) 学歴については、卒業証書の写し、卒業証明書等(必要に応じ履修科目を証する書類)
- (ロ) 実務経験については、様式第2号の事業者による証明書(受講者がかつて勤務した工場等の事業者による証明書を含む。)
- ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第2条に規定する特定工場(以下「特定工場」という。)の事業者が当該特定工場に勤務する者又は勤務を予定する者を推せんする場合には、当該推せんする受講希望者の氏名等を記載した推せん状及び様式第3号の受講希望者が勤務する特定工場の概要を記載した書類
- (2) 受付期間及び受付時間
昭和47年5月31日(水)まで。受付時間は、平日の場合は午前9時から午後4時まで、土曜日の場合は午前9時から正午までとする。
- (3) 申込みを受理した場合は、提出された書類を審査のうえ、受講予定者を決定し、当該書類を提出した受講申込者及び特定工場の事業者にその旨を通知する。

(4) 通知を受けた受講申込者は、様式第4号の公害防止管理者等資格認定講習受講申請書に所要事項を記載し、受講手数料として1,500円の収入印紙をちよう付して知事に提出すること。

5 書類の提出及び照会先
鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部環境保全課

様式第1号

※ 整理番号	
※ 受理年月日	
※ 資格審査の結果	
※ 講習の期間	

公害防止管理者等資格認定講習受講返申請書

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日

ふりがな 氏名 ㊟

本籍	
現住所(郵便番号)	電話()
生年月日	
勤務先の工場の名称	
勤務先の工場の所在地(郵便番号)	電話()
受講したい講習の区分	

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第2号

公害防止実務証明書

受講申請者住所 氏名 年 月 日生

上記の者は、次の表の左欄に掲げる工場において同表の中欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる実務の経験を有することを証明します。

事業者の氏名 ㊟

工場名	施設名	実務の内容		経験期間
		実務	内容	
				年 月 日から 年 月 日まで
				年 月 日から 年 月 日まで

- 備考 1 施設名及び実務の内容については、できるだけ具体的に記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第3号

受講希望者が勤務する特定工場の概要

特定工場の名称	
特定工場の所在地	
特定工場の総排出ガスの量	N m ³ /時
ばい煙発生施設の種類	令第2条第2項第1号に規定する施設(有害物質を発生する施設)
その他の施設	
特定工場の総排水量	m ³ /日
汚水等排出施設の種類	令第3条第2項第1号に規定する施設(有害物質を発生する施設)
その他の施設	
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする。

様式第4号

収入印紙
1,000円
(消印しな
いこと)

※ 整理番号	
※ 受理年月日	
※ 講習の期間	

公害防止管理者等資格認定講習受講申請書

通商産業大臣 殿

昭和 年 月 日

ふりがな 氏 名 (印)

本 籍	
現住所(郵便番号)	電話()
生 年 月 日	
勤務先の工場の名称	
勤務先の工場の所在地 (郵便番号)	電話()
受講したい講習の区分	

写 真 欄
写真の大きさはたて
よこ各5センチメー
トルとし、提出前6月以
内に撮影した脱帽正面
上半身像のものをはり
つけること。
撮影年月日 年 月 日

備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする。